

グラウンドの使用上の注意事項

(支払いに関すること)

<砥部町陶街道ゆとり公園(旧砥部町総合公園)>

- ① 年間事前申請を1月にしており、使用日時が決まっている。
- ② グラウンド担当チームは使用する月の2ヶ月前の20日～月末までに管理事務所へ行って申請書を書いて代金の支払いをしておくこと。(4月以降の支払い分は時間1,200円になる)
<例:5月9日、30日の使用は3/20～3/31までに行く。代金は時間1,000円>
<例:8月29日の使用は6/20～6/30までに行く。代金は時間1,200円>

<東温市総合公園>

- ① 年間事前申請を2月1日にしており、使用日時が決まっている。
- ② グラウンド担当チームは使用する月の前月の月末までに東温市中央公園(管理事務所ではない)へ行って代金の支払いをすること。(時間1,200円)
<例:6月30日の使用は5月末までに行き支払うこと。>

<伊予市しおさい競技場>

- ① 年間事前申請を1月にし、2月の抽選会議で、使用日時が決まっている。
- ② グラウンド担当チームは使用する日に体育館内(玄関入って左側)の管理事務所に行き代金の支払いをすること。(午前9時～午後5時まで11,196円)
- ③ 管理事務所で鍵と巻尺を借りる。
- ④ 鍵を使ってゲート、倉庫、トイレへ出るゲート、自販機へ出るゲートを空ける。
- ⑤ 倉庫内にはラインカー、石灰、フラッグ、机、ベンチ、パイプイス、ゴールネットがある。
- ⑥ ゴールは移動式を使用する。よってフィールドの大きさは66m×100mと指定する。
- ⑦ 鍵は本部席(審判チーム)へ渡して最終チームへ引き継ぐこと。
- ⑧ 最終チームはクレー部分(外周・ゴール裏)を均すこと。
- ⑨ 空いている鍵を閉めて②の管理事務所へ鍵と巻尺を返却すること。

<各グラウンド共通事項>

- 必ずゴミを残さないこと。グラウンドの使用規定を遵守すること。
- 倉庫の美化に努め、社会人チームらしい振る舞いをすること。
- 分からないところは管理事務所へ尋ねること。
- 管理事務所から苦情のあった場合は最終管理チームを呼び、事情聴き取りを行い、特に悪質と認められる場合は規約に沿った措置を講ずる。